

会計大学院協会ニュース

No.32 2021

特集Ⅰ 対談「会計一貫教育ビジョンの実現に向けて」

特集Ⅱ リカレント教育に対する各界からの期待(第6弾)





この写真は、2018年8月8日に田沢湖畔で撮影しました。向日葵の品種はサンリッチレモンです。花言葉は「願望」で、夢を叶えて欲しい人に贈ると良いそうです。会計一貫教育ビジョンが叶うよう理事長就任の年にプレゼントされたのかかもしれません。(小西)

CONTENTS

1

会計一貫教育ビジョン —この3年間の取り組み—

会計大学院協会理事長
青山学院大学副学長 小西 範幸

特集Ⅰ 対談「会計一貫教育ビジョンの実現に向けて」

2

サステナブル・アカウンタントのための「会計一貫教育」

日本公認会計士協会会長 手塚 正彦
会計大学院協会理事長・青山学院大学副学長 小西 範幸

特集Ⅱ リカレント教育に対する各界からの期待(第6弾)

12

専門職大学院におけるリカレント教育に対する期待

文部科学省文部科学広報官(前 高等教育局専門教育課専門職大学院室長) 西川 由香

14

リカレント教育への期待

太陽有限責任監査法人代表社員 会長 梶川 融

16

監査プロフェッションのリカレント教育について

仰星監査法人理事長 南 成人

18

公認会計士育成におけるリカレント教育への期待

日本公認会計士協会常務理事(後進育成担当) 後藤 紳太郎

20

CPE制度の現状と課題

日本公認会計士協会常務理事(後進育成担当) 鶴田 光夫

22

特集「リカレント教育に対する各界からの期待」過去の執筆者 タイトル一覧

24

会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会のこれまでの活動

会計大学院協会幹事
青山学院大学大学院准教授 久持 英司

25

会計大学院協会活動状況(2020.12~2021.5)

会計一貫教育ビジョン —この3年間の取り組み—



会計大学院協会理事長 小西 範幸
青山学院大学副学長 Noriyuki Konishi

I. はじめに

2018年5月19日に開催されました総会におきまして、第6代目の理事長を拝命してから、早や3年の任期を迎えました。

この3年間では、公認会計士試験とその前後の教育が三位一体となった会計人材の養成を行うべきという会計教育ビジョン（「会計一貫教育」）をもって、その実行に移して参りました。そこで、このビジョンに沿った3年間の取り組みを振り返ってみたいと思います。併せて、今号の特集Iの対談をご一読頂ければ幸いです。

II. 会計教育ビジョンとSDGs

日本では、公認会計士試験の短答式では、会計大学院修了者に対して会社法を除く科目の免除が与えられています。そして、論文式試験合格後には実務補習所に通って修了考査に合格することで公認会計士登録が可能となります。

このような環境下で、公認会計士試験を効果的に機能させ、会計人材の質を持続的に高めるには、会計大学院と実務補習所での教育の連携強化と、これらの教育と継続的専門研修（CPE）との連携がとても重要となります。

国際連合が採択したSDGs（持続可能な開発目標）にある17の開発目標の達成のために、経済成長、社会的包摂、環境保護に係るサステナビリティ情報を社会全体で共有することが会計に求められています。そのために、会計人材の質を持続的に高める必要が生じるわけです。

III. 実務補習所との連携強化

実務補習では、以前からeラーニングを取り入れた講義を提供しています。会計大学院協会では、

ビデオ教材を用意して、実務補修と会計大学院での講義の共有化を図りました。

まずは、「財務報告の概念フレームワーク」、「連結会計」、「監査規範」、「会計倫理」、「管理会計総論」を用意し、歴史的かつ理論的な背景を中心とした講義内容になっています。このビデオ教材を反転授業に活用して、視聴後にディスカッションを取り入れるなどアクティブ・ラーニングを展開して、受講生が主体的に問題を発見して解を見いだしていく能動的学修を実現していきます。

加えて、実務補習所の授業の質を上げるために、シラバスの改訂作業にも携わりました。今後は、修了考査などについても携わり、更に実務補習所との連携強化を図って参ります。

IV. リカレント教育の推進に向けて

会計士にしても税理士にしる、CPEや継続的専門能力開発（CPD）に当たるリカレント教育は、SDGs下での会計人材の持続的な質の向上には不可欠です。

公認会計士協会が世界標準でのCPE制度の再構築を図っている中で、会計大学院協会では、履修証明プログラムを活用したCPEの提供を考えています。CPEと修士学位の両方の単位として認められることを活用して、欧米並みの水準に日本での会計人の大学院進学率をアップできればと願います。

理事長就任後から『会計大学院協会ニュース』でリカレント教育の特集を組んできたのは、リカレント教育の推進こそが会計大学院の使命であると考えたからです（22-23頁を参照）。3年間の多大なご協力とご支援に心より感謝申し上げます。

サステナブル・アカウンタントのための「会計一貫教育」

日本公認会計士協会会長 手塚 正彦 Masahiko Tezuka

会計大学院協会理事長・青山学院大学副学長 小西 範幸 Noriyuki Konish

1. はじめに

小西：今日の対談のテーマである「会計一貫教育」をビジョンとして、会計大学院協会の理事長に就任以来、色々な提案を試み実行に移して参りました。本日は、実務補習所およびCPEの責任者である手塚・公認会計士協会会長と「会計一貫教育」についてお話ができればと思います。どうぞよろしくお願い致します。

手塚：こちらこそ、よろしくお願いします。

小西：公認会計士（CPA）試験を有効に機能させて会計人材の質を向上させるためには、試験前の会計大学院等と試験合格後に通う実務補習所、さらには継続的専門研修（CPE）との連携を図った「会計一貫教育」（図1参照）が有用と考えています。それは、国際会計教育基準（IES）の考え方にも沿ったものとなります。「会計一貫教育」によって、専門的知識や思考力、そして的確な判断力が持続的にアップグレードされて、サステナブル・アカウンタントとなり得ます。

2. 「会計一貫教育」の背景

小西：グローバル資本主義から環境や格差に配慮した持続可能な資本主義への転換である「グレートリセット」についての議論に注目が集まっています。国際連合が採択したSDGs（持続可能な開発目標）にある17の開発目標の達成には、経済成長、社会的包摂、環境保護という3つのサステナビリティの要素を調和させることが不可欠です。

手塚会長は、経済・社会環境の変化について、どう認識していますか（Q&A）。

手塚：1990年代以後、経済社会のグローバル化、破壊的な技術革新、情報社会への転換、ビジネスの複雑化・大規模化、様々な格差の拡大、そして気候変動問題など、我々を取り巻く環境は激変しています。10年ほど前から、こうした混沌とした社会・経済環境を表すために、Volatility（不安定化）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧さ）の4語の頭文字をとってVUCAという言葉がよく使われています。私も、VUCAを実感しています。

小西：VUCAと言われる経済・社会環境下では、

【図1】 会計一貫教育



作図：小西

SDGsの達成に大きな役割を負う企業は、**3つのサステナビリティの要素を可視化 (visualization) して、社会との知識共有化 (knowledge sharing) を図ることで、企業のトップマネジメントの資産であったサステナビリティ情報の知識を社会全体と共有することができます。この手段が統合報告です。**

ところで、手塚会長は、会計環境の変化について、どう認識していますか (Q&A)。

手塚：グリーン社会の実現に向けた世界の潮流とESG投資の急速な普及は、企業に非財務情報開示の充実を迫っており、企業情報開示に携わる者には、今後、非財務情報の開示についての知見が必須です。公認会計士も例外ではなく、財務情報に限らず非財務情報に係る知見の獲得が急務です。そして、非財務情報が投資家等の利用者にとって重要なものであれば、その信頼性確保のために第三者による保証が求められるのは必然でしょう。

非財務情報に対する保証の枠組みは国際基準において既に存在しますが、今後、より望ましい在り方について検討が進むことと思います。我が国においては、今のところ非財務情報に対する保証の要否について慎重な見解を述べる関係者が多いですが、先ほど紹介した通りに情報の重要性が高いのであれば、いずれ何らかの形で保証が求められることになるでしょう。**公認会計士には、新たな保証領域に対する挑戦が期待されていると思います。**

企業には、非財務情報の開示に係るガバナンスと内部統制を整備し、適切に運用することが求められます。これは、企業活動全体に関連するものであり、企業にとっても大きなチャレンジですね。

小西：つまり、企業内のリスク管理・評価プロセスと開示されるリスク情報との有機的な結合が促されるような仕組み作りが、企業には不可

欠なわけですね。換言すれば、**経営者、監査役等、内部監査人、および会計監査人でのリスク情報の共有化に伴って、四者間の連携強化が図られるような。**そこでは、企業のリスクと機会をコントロールすることは不可欠であるため、**企業活動を実際的に評価して説明責任を果たすための主体的な判断ができる会計人材が求められると理解してよろしいでしょうかね。**

手塚会長の考える、監査・ガバナンス環境の変化に伴って、会計人材に求められる資質とは何でしょうか (Q&A)。

手塚：財務情報の測定・認識・開示の領域に関しては、会計基準が整備されて公知のものとなりました。これからの**公認会計士は、「基準を知っている」ことだけでは、プロフェッショナルとして高い評価を得ることは難しく、企業が直面している課題の解決にどれだけ貢献できるかが問われることになる**のでしょうか。

企業が抱える問題を発見し、その原因を究明し、解決に向けて課題を設定して企業と共に解決できる力が何よりも求められます。そして、企業情報開示の拡充は、新たな知見の獲得を公認会計士に要求しています。新たな領域に果敢にチャレンジする姿勢も必要でしょう。**チャレンジ精神を持つ、「課題解決型」の公認会計士がこれまで以上に求められているのだ**と思います。

小西：同じ認識ですね。文科省の進める高等教育改革では、SDGs達成より10年先の2040年の社会の姿を想定して、その社会ニーズに合致する高等教育のあるべき姿を検討しています。その想定にあたってのキーワードとして、SDGsやSociety 5.0、そしてグローバル化などが挙げられています。そこでは、**専門的な知識を活かす豊かな思考力や的確な判断力が問われています。**そういう能力は、**一朝一夕には養われず、そのために「会計一貫教育」が必要**です。

3. 公認会計士試験制度の現状

小西：次に、公認会計士試験制度についてお話しができればと思います。

14年前の平成19年に公認会計士・監査審査会から公表されている『公認会計士試験実施の改善について』では、**短答式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識が体系的に理解されているかどうかを客観的に判定するための試験と位置づけられています。**そこでは、**暗記偏重の出題とならないよう注意がなされていて、この点に注意を払って、短答式試験の作問にあたったことが思い出されます。**

一方、**論文式試験では、公認会計士になろうとする者に必要な学識および応用力が備わっているか、実践的な思考力や判断力が備わっているか否かを、よりの確に判定できるような出題が行われています。**

経営者と対峙するシビアな判断が的確に求められる会計士に必要な資質が、高校生でも受験可能な現在のCPA試験制度ではかることが可能でしょうか (Q&A)。

手塚：経営者と対峙するシビアな判断ができるかどうかを分かつ決定的な要素は「知識」ではありません。公認会計士試験で試される程度の「思考力」でもないでしょう。**公認会計士試験は、将来プロフェッショナルとして戦える最低限の基礎的な知識・思考力・判断力があるか否かを問うものだと考えています。**この観点からは、年齢にかかわらず、合格者には最低限の資質があると認めるべきだと思います。

一方で、先生がおっしゃるように、一人前のプロフェッショナルとして経営者と対峙できるようになるためには、**試験範囲とは比べ物にならない広い領域の知識の獲得、人間性の涵養、社会人としての経験が必要**です。そのため、公

認会計士試験のみでなく、**実務補習および業務補助等を通じ公認会計士に必要な資質を蓄え、到達度を修了考査によって確認する、そして、生涯能力開発のために継続的専門研修制度 (CPE) によって一定の研修単位の取得を義務付けているのです。**もちろん、**大学や大学院で幅広い教養と深い専門知識を身に付け、学生生活を通じて、多くの人との関わりから社会性を育むことは、大きな糧**になります。

もし、低年齢で合格することが、こうした貴重な機会を奪っている現実があるのであれば、改善が必要ではないかと思います。また、公認会計士資格は国際的にも高い評価を得ていますので、**国際的な制度の動向も踏まえてあるべき姿を検討する必要がある**と思います。

小西：公認会計士試験には、「・・・経済取引の多様化・複雑化・国際化、これに伴う会計基準、監査基準の複雑化・高度化、また、経済社会が監査及び会計の専門家として求める役割の拡大により、公認会計士に求められる資質は多様なものとなっており、試験の実施にあってもこれらへの考慮が必要である。」と、『公認会計士試験実施の改善について』で記載されています。その資質の多様性は、もはやCPA試験だけでは評価できないのは明々白々です。

試験科目を変更したり、増やしたりすることで対応できるのでしょうか (Q&A)。

手塚：「鉄は熱いうちに打て」という言葉があります。**教育は成長の段階を踏んで行うことがセオリーだと思いますが、本当に大事なことは早く教えるべきだ**と思います。何よりも**資本市場の意義と重要性を問うことは必要だ**と思います。正面からこのテーマを教える機会は大学でも少ないのではないですか？ また、**職業倫理、会計不正に関する知識も早いうちに身に付けさせた方がよい**と考えていますので、これらを問う問題も必要ではないでしょうか。**国際会計**

基準、英語、IT・デジタルリテラシーに関しては検討課題ですね。先生がおっしゃる「一貫教育」のどの段階に組み込むかだと思います。

小西：中・高の授業で「会計情報の活用」が取り上げられます。公認会計士協会では、会計リテラシー・マップを作成し会計リテラシーを普及させるための前提として、生涯の「どの段階で、何を学ぶか」を体系的に整理しています。そこでは、「**アカウンタビリティの理解**」が**会計リテラシー全体の基盤**となっています。

その意図について説明して頂けますか？そして、**どう**いう生徒・学生に公認会計士になってもらいたいと思っていますか (Q&A)。

手塚：日本では、国民の富の形成を助けることを目的として、生活スキルとしての金融リテラシー教育に国が力を入れています。一方で、**会計については、特殊な人が学ぶものであるという先入観**があるように思います。**会計は、生活スキルやビジネス・スキルとして必須であるにもかかわらず、日本では、会計教育にあまり力が注がれてこなかったのが現実**ではないですか？金融リテラシーを学ぶに当たっても、会計リテラシーがあれば習得が容易になります。このような現状を踏まえて、当協会は、**国民全体に会計リテラシーを普及させるべきだと考え、会計リテラシー・マップを作成**しました。

先が見通しにくいこれからの時代は、「信頼」がますます重要な社会の価値となると思います。「信頼」はアカウンタビリティを果たすことから生まれます。公認会計士は、説明責任を果たし社会に信頼を創り出すことが使命です。「信頼」がこれまで以上に必要とされるこれからの時代に最も価値を創り出せるプロフェッショナルだと思います。**誠実さ、正義感、人を思いやる心を持ち、信頼に溢れた持続可能な社会の実現に貢献したいと思う方にぜひ公認会計士を目指してほしい**ですね。そのような方に

は、公認会計士の持つ会計・監査・税務・ガバナンス・内部統制などの専門的な知見が、自分の思いを実現するための強力な武器になるでしょう。

4. 会計大学院協会の取り組み

小西：会計大学院では、**バランスよく配置された研究教員と実務家教員による理論と実務が融合した多様で柔軟な教育プログラム**を提供しています。

実務家教員の会計教育での役割について、**ど**うお考えですか (Q&A)。

手塚：2007年3月に、当時の日本公認会計士協会会長であった藤沼さんが、**ビジョン・ペーパー「日本公認会計士協会の進むべき方向性**」(2007年3月1日公表)をまとめられました。その中で既に、**大学又は大学院での教育者としての役割が公認会計士の業務拡大とともに増して**くることが明記されています。当協会としては、大学又は大学院でも、積極的に会計教育に貢献していきたいと考えています。

ところで、**会計大学院では、実務家教員は主**にどのような役割を担っていますか (Q&A)。

小西：会計大学院は、わが国における高等教育機関の中で、最も高度な会計教育を担っているため、**授業には十分なリサーチの裏づけが必要**であると考えています。リサーチの方法には、理論研究、実証分析、事例研究、実験研究、サーベイなどがあります。これらの**リサーチ方法を基にして、多様で多彩な授業を可能にしています**。その中で、とくに事例研究については、実務家教員の先生方に担って頂いています。

事例研究について、**ど**う思われますか (Q&A)。

手塚：何事も自分で経験するのが一番身になるのですが限界があります。特に不正事例などは、

なかなか経験できませんし、できれば遭遇したくないですね。やはり、他者の経験から学ぶことが大切であり、特に、**課題解決型の公認会計士の養成にとって事例研究は必須**です。実務経験が豊富な実務家教員の強みを発揮することもできますね。公認会計士試験合格者に対する実務補習を行っている**会計教育研修機構**では、実務家と大学の先生のご協力の下に、**不正のケーススタディを開発**できないか検討中です。**質の高いケーススタディをカリキュラムに組み込んで、課題解決・価値創造型の公認会計士を育てていきたい**と思います。

小西：事例研究では、**体験談を話すのではなく、事例を用いて帰納的アプローチで説明**することが求められます。例えば、一般に公正妥当と認められた会計実務から会計基準を導出する方法です。

他方、演繹的アプローチもあって、例えば、まず会計の目的を定めて、その目的から会計基準(IFRS)を演繹的に導出する方法です。それによって、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRSに一貫性を持たせて、会計情報の利用者への有用な情報提供に役立させています。

サステナブル・アカウンタントには、これら両方の論理的思考を持つことが不可欠であって、それは、**会計大学院が担う高等教育の在り方**を示しています。

会計大学院では、公認会計士試験の合格を目指す学生の教育に加えて、公認会計士や税理士の有資格者を含む社会人に対してのリカレント教育も行っています。ここには、実務補習所に通いながらの会計大学院生もいます。

実務補習所での教育は、とても重要ですが、その最初に話す「会長談話」では、何を一番に伝えようとしているのでしょうか(Q&A)。

手塚：一番伝えたいことは、「**公認会計士は最も社会に貢献できる可能性を秘めたプロフェッ**

ショナルであること」です。先ほど申し上げたとおり、信頼の創造が社会にとって今後ますます重要になります。試験合格者の皆さんには、公認会計士の未来に希望を持ち、社会に価値をもたらすプロフェッショナルになるという気概をもって学び続けてほしいと思うのです。

次に、謙虚であること、誠実であること、説明責任を果たせる人材となることです。特に謙虚であってほしい。私の長年にわたる公認会計士人生で出会った多くのプロフェッショナルを思い出してみると、「この人はすごい」と感じたのは、皆、謙虚で、クライアントや人の話に耳を傾けることのできる方々でした。

最後に、常に興味の対象を広くして、興味のあることにはチャレンジすることですね。非財務情報の話が出ましたね。これも我々公認会計士にとってチャレンジングな領域ですが、**学びを続けて挑戦することが大事だ**と思います。

5. 実務補習所の現状と課題

手塚：ところで、お願い申し上げた会計大学院協会と実務補習所との連携について、先生からお話しいただけますか(Q&A)。

小西：はい。会計大学院では、会計大学院間で共有できるビデオ授業を作成するなどして、多様性と柔軟性をもった教育プログラムを整備しようとしています。その一環として、**会計教育研修機構との連携を強化して、当協会で作成した5つのビデオ教材を実務補習所ではeラーニングとして利用**するようになりました。

SDGsを先導する立場にいる公認会計士には、時代の先を見通すための専門的知識と柔軟な思考力、そして何より職業倫理感と使命感からなる「**会計倫理**」が必要になってきます。そこで、「**会計論理**」をはじめとして、「**財務報告の概念フレームワーク**」、「**連結会計**」、「**監査規**

範]、「管理会計総論」の5つのビデオ教材を作成し、歴史的、そして理論的な背景を説明した内容としました。

このビデオ教材を反転授業に活用して、ディスカッションを取り入れるなどアクティブ・ラーニングを展開して、受講生が主体的に問題を発見して解を見いだしていく能動的学修を実現していきます。

手塚会長から依頼のあった実務補習所の講義のシラバスの改訂を会計大学院協会に引き受けましたが、その意図についてご説明して下さい(Q&A)。

手塚：実務補習所では、一昨年、昨年と、2年続けて修了考査の合格率が大きく低下し、昨年は受験者に対する合格率が50%を割り込みました。その原因の一つが、**実務補習所の授業において、何が重要ポイントで、補習生がどこまで到達することを求められているかが、補習生にも、教える側の公認会計士にも十分に理解されていないこと**なのではないかと考えたのです。そこで、まずは**授業の質を上げることが大切だ**と思い、教育の専門家である会計大学院協会の先生方にシラバスの改訂をお願いしました。大変お世話になり、心から感謝しております。

小西：会計大学院のシラバスを見て頂くと、**体系的な学習**を心がけていることが分かります。これから公認会計士になろうという方には、とくに「**理論**」の効用について学んでもらいたいですね。例えば、(1) **首尾一貫した説明を可能にすること**、(2) **結果を予測することができること**、(3) **ある事実を説明・解釈する手がかりを得ることができること**、(4) **ある現象を整理できること**、(5) **仮説を生み出す母体になれること**など、**サステナブル・アカウンタントが備えておかなければならない資質が理論学習によって備わります。**

各考査や修了考査についても、会計大学院協会への協力が求められています。実務補習所の改善点あるいは方向性についてお話し頂けるでしょうか。また、会計大学院協会と実務補習所の今後の連携に期待していることはありますか(Q&A)。

手塚：実務補習所での教育の質を評価する基準の一つに、**修了考査の合格率**があります。実務補習所の講義は、**座学形式、ディスカッション形式、論文形式で実施**されます。座学形式の講義で基礎的な知識を確実に身につけて、ディスカッションや論文式の講義で応用力、判断力等を養い、規定された講義単位数を充足して実務補習期間中に実施される考査で合格点を取れば、修了考査受験資格を得ることができます。そして、修了考査に合格すれば公認会計士登録ができるのです。

修了考査については、本来は、講義をしっかり受けていれば、大部分の人が合格できるというのが理想です。会計大学院協会には、シラバスの充実でご協力いただきました。**改訂したシラバスに沿った授業を展開して、それを反映した考査と修了考査が実施**できるよう、引き続きお知恵を拝借できますと助かります。

小西：はい、承知しました。会計大学院協会は、より一層の会計教育研修機構との連携強化に努めて参ります。

さて、JICPAでは、実務補習所とCPEとのすみ分けは、どのようにお考えでしょうか(Q&A)。

手塚：実務補習所は、**公認会計士として必要な基礎的な知識を確実なものにすること**に加えて、公認会計士試験の**試験対象範囲外の知識や、公認会計士として働くに当たって最低限必要な実務上の知識についての習得**を目的としています。それに対して、**CPEは、公認会計士として仕事をしている方々に対して、刻々と変化す**

る法令、会計基準、監査基準等について知識をアップデートする機会を提供するとともに、プロフェSSIONALとして本人が必要と認めた知識等を身に付ける機会を与えるものです。

加えて、公認会計士登録者が、公認会計士として必要最低限の知識を有することを担保するために、そして、社会的に資格の価値を認知していただくために、年間40時間以上の研修を受講することが法的に義務付けられています。公認会計士として活躍し続けるために非常に大切な制度です。

6. CPEの方向性

小西：2020年12月に組成された「CPE制度の在り方検討プロジェクトチーム」は、不適切な受講の判明を契機に手塚会長からの指示を受け、CPE制度について本来の目的を振り返った上で、制度上および運営上の問題点を取り上げて、今後取り組むべき施策についての検討を行っています。

本プロジェクトの組成を指示した意図あるいは期待をご説明下さい (Q&A)。

手塚：CPE制度の充実は、公認会計士資格が

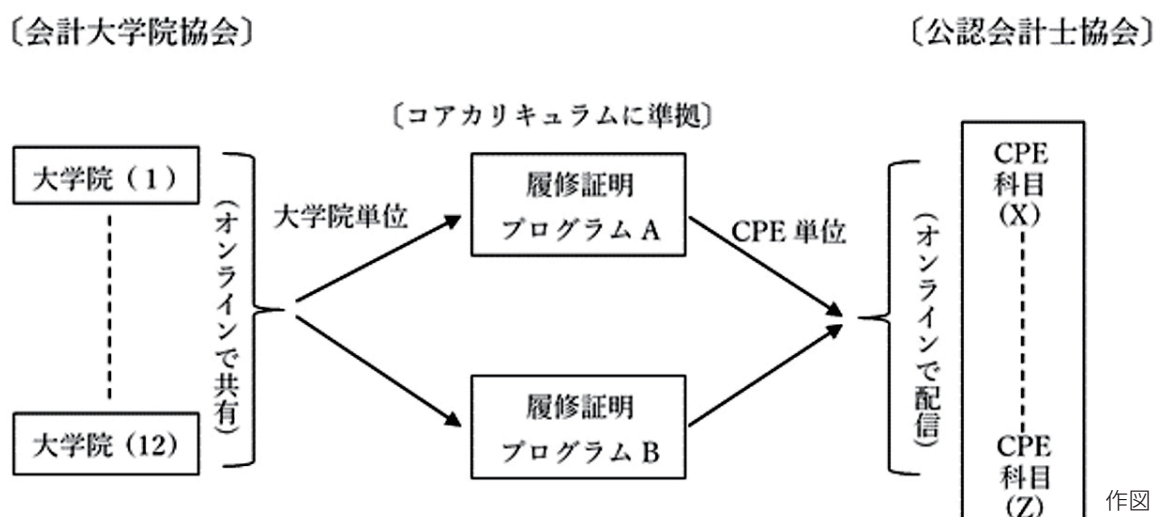
社会から信頼され、資格の持続可能性を確かにするために必須です。したがって、当協会もその充実に力を注いできました。しかしながら、不適切受講があったのはとても残念です。私としては、この不祥事を契機として、単に不祥事の再発防止を図るだけではなく、**公認会計士が時代の要請に応え続けられるようにするためのCPE制度の在り方を検討**することとし、プロジェクトチームを組成して検討してもらっています。

企業情報開示の変革に典型的に示されるように、公認会計士に求められる能力は変化し続けます。技術革新も、国際化についても然りです。**公認会計士が変化に適応して、企業や社会の課題解決に貢献することを支援できるプログラムの提供をCPEで実現したい**と考えています。

ところで、会計大学院では、どのようなCPEについての試案をお持ちでしょうか (Q&A)。

小西：会計大学院協会では、**履修証明プログラムを活用したCPEの提供**を考えています(図2参照)。履修証明プログラムでは、主に社会人を対象とした、一定のまとまりのある60時間以上の学習プログラムを開設し、その修了者

【図2】履修証明プログラムを用いたCPE



に対して法に基づく履修証明書（Certificate）が交付されます。一定数の単位が会計大学院でも認められるため、マスターの学位取得の助にもなります。

青山学院大学の会計大学院では、現在、関東4税理士会と連携して、履修証明プログラムを提供しています。このプログラムの目的は、税理士の職能を活かしてさらに活躍の場を広げていくために、最新の会計基準に関する知識の習得と、ガバナンスおよび企業の経営支援に関する実務のスキルアップを図ることです。

履修証明プログラムを活用したCPEに、何か望むことはありますか（Q&A）。

手塚：先ほど少し触れた海外の制度では、公認会計士には学士の取得に留まらない高等教育を受けることを資格要件にしている事例もあるようです。学歴が全てではないことは当然ですが、継続的に学んだ成果がCPEと修士学位の両方の単位として認められるのであれば、とても意義深いと思います。興味深いですね。

具体的には、どういう履修証明プログラムを考えられていますか（Q&A）。

小西：青山学院大学の会計大学院ではAI入門を設けており、それは、SDGs下では、非財務情報、そして定性情報の開示が増えていきますので、これらのサステナビリティ情報をテキストマイニングによって分析することが重要になってくるためです。テキストマイニングは、これからの監査業務で

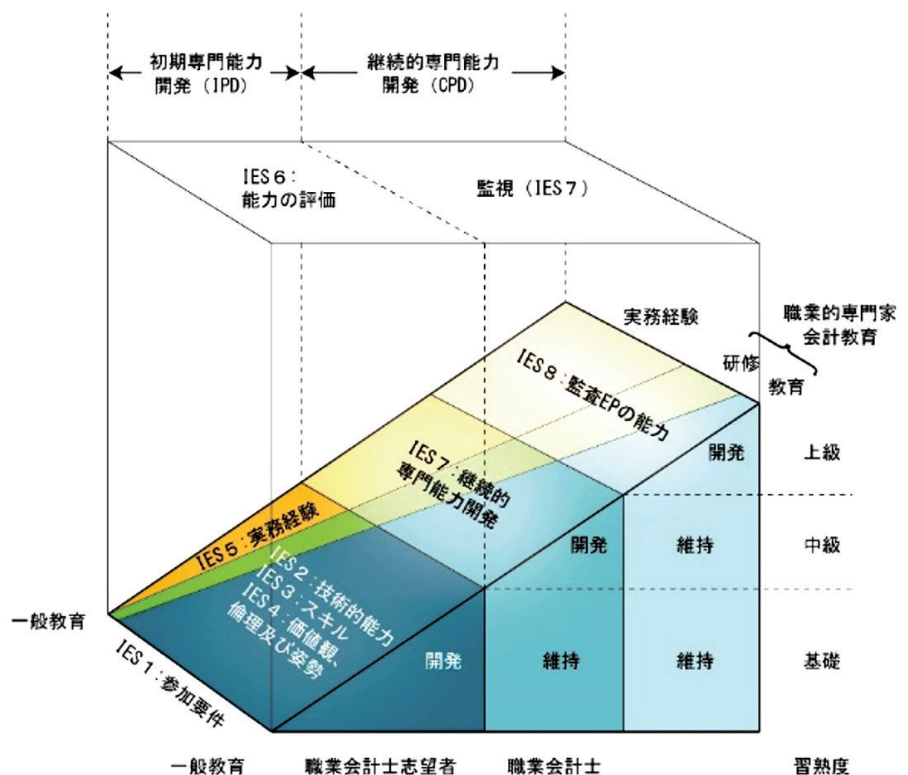
はとても重要なAI技術ですので、CPE用の履修証明プログラムを考えています。

国際会計士連盟（IFAC）が公表している国際会計教育基準（IES）の体系は、初期専門能力開発（IPD）と継続的専門能力開発（CPD）に分けて示されています（図3参照）。この3年間、会計大学院協会理事長として、これをイメージして、「会計一貫教育」を会計教育ビジョンとして色々な提案を試み、そして実行に移して参りました。

公認会計士協会では、「一貫性会計教育」について、またIESについて、どのように考えて、今後どう実行していく予定でしょうか（Q&A）。

手塚：公認会計士の教育・研修は、大きく分けて公認会計士登録前に実施されるものと公認会計士登録後に実施されるものの二つに分けることができると思います。そして、前者を広く捉えると、公認会計士試験も含まれる

【図3】IESの体系



作図：日本公認会計士協会 IES検討専門委員会

と考えています。これまで、当協会は、公認会計士試験制度、実務補習制度及びCPE制度それぞれについてあるべき姿を検討し、必要な改善を提言したり、実行してきてたりしました。

IESについても当然のことながら研究をしてきており、国際機関との交流もしてきました。しかしながら、三つを一貫した教育・研修制度として捉えた包括的な検討は十分でなかったように思います。今後、長期的な視点に立って、社会から求められる公認会計士の資質や能力を明確にした上で、それらを身に付けた人材の確保・育成について、試験制度からCPEまで一貫した施策を講じる必要があると考えています。この点においては、小西先生のお考えと同様だと思います。

小西：会計大学院では、多様性と柔軟性を持った「一貫性会計教育」のためのプログラム作りを、試行錯誤しながら行っています。例えば、①多様な大学院生の受入れの求めに対しては、公認会計士や税理士等の社会人のリカレント教育を行っており、②多様な教育の求めに対しては、実務家教員を積極的に採用した実践的な講義を可能にしています。また、③IESに沿ったカリキュラムの開発を行うことで、会計大学院で展開する講義が世界標準であることを念頭に置いています。

7. 会計教育ビジョン

小西：「公認会計士を最高のプロフェッションとして認められた存在にしたいと思うようになり、そのチャンスを与えていただけるのなら挑戦するしかないと思い会長に立候補しました」と会長メッセージを発しています。

最高の会計プロフェッションについて、お話し頂けますか (Q&A)。

手塚：プロフェッショナル個人レベルでは、顧客が抱える課題の解決に貢献することですね。そして、常にベストを尽くし、それを継続できることが理想です。顧客が誤った考えを持っていたり、誤った行為をしたりしているときにはそれを正すように努力することも、最高のプロフェッショナルには求められますね。このようなプロフェッショナルは、顧客から信頼され常に頼られる最高のプロフェッショナルと言えるでしょう。

資格全体を指すプロフェッションとしては、このようなプロフェッショナルを数多く擁し、社会から真に信頼されるプロフェッションであること。人々が安心して暮らせる世界を実現するためには、社会に「信頼」を創り出すことがこれまで以上に求められると申し上げました。「信頼」は、これからの社会において最も重要な社会関係資本であると言っても過言ではないでしょう。そうであれば、説明責任、誠実性及び職業的倫理観をDNAとして備え、社会に信頼を創り続けてきた公認会計士は、最高のプロフェッションに最も近いところにあるのではないのでしょうか。

公認会計士は、今では、監査以外の領域にも貢献の場を大きく広げて信頼を創り出しています。SDGsの達成を先導するためにも、社会に信頼を創り出し、人々に安心を届けることこそが、これからの公認会計士に期待される役割、つまり最高のプロフェッションとして認められた存在になるということだと考えています。

小西：そのためにも「会計一貫教育」が必要ですね。その一貫教育の中で、会計大学院としては、①複数の領域に亘った高度な専門的知識が得られると同時に、②論理性、批判的思考力、およびコミュニケーション能力などを高い水準で身に付けられるようになり、③自ら課

題を発見して仮説を構築・検証できるサステナブル・アカウントの養成に寄与して参りたいと願っています。それと、日本でも欧米に肩を並べるくらいの水準までは、少なくとも**マスターの学位を取得している会計人が増えるようになれば**と願っています。

最後に、手塚会長の会計ビジョンについて、熱く語ってください (Q&A)。

手塚：会計ビジョンと言えるかどうか分かりませんが、**公認会計士が「信頼」を創り出すプロフェッションとして社会からリスペクトされることが在りたい姿**ですね。そのためには、公認会計士一人一人が、会計の専門性を駆使し、説明責任を全うすることによって「信頼」を創り出すことが重要です。

加えて、**公認会計士業界として、会計リテラシーを国民全体に行きわたらせることに貢献**できれば、なお嬉しいです。会計大学院協会をはじめとする関係各位のご協力を得ながら、ビジョンを実現できるように、会長として全力を注いでまいります。本日は貴重な機会をいただきありがとうございます。

小西：SDGs下では、社会的課題と環境問題が会計領域に入っているため、その達成に寄与するためには、**時代の先を見据えるための高度な専門知識と柔軟な思考、そして職業倫理に加えて使命感が不可欠**です。

会計大学院では、1つの文脈で学んだスキルが、大学院修了後の勤務先において活用できること、あるいは様々な場面で通用することを意味する**「移転可能な会計スキル」**を身に付けてもらって、修了生の活躍の場を広げていきます。

日本の会計教育が世界の会

計教育をリードできるようにするには、**公認会計士協会および会計教育研修機構と会計大学院協会との連携を、これまで以上に深めていくことは有効**です。本日は、たいへん楽しい時間を共有できましたこと、感謝申し上げます。

本稿は、2021年3月30日(火)午後1時~3時に公認会計士協会での対談を基に作成しました。

ゴシックを読んで頂ければ、対談の内容が簡潔に理解できるようにしています。



写真左より、手塚正彦 日本公認会計士協会会長、小西範幸 会計大学院協会理事長

専門職大学院における リカレント教育に対する期待

文部科学省文部科学広報官(前 高等教育局専門教育課専門職大学院室長) **西川 由香**

Yuka Nishikawa



会計大学院協会の皆様におかれては、日頃から、専門職大学院における教育に多大な御尽力を賜っておりますことに感謝申し上げます。人生100年時代においては、誰もがいくつになっても学び直し、そして活躍することができる社会が求められています。このような中、リカレント教育の一層の推進が重要となってきますが、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職大学院は、一度社会に出た方々の学び直し場として大変有益な場であると言えます。ここで、その制度や現状を振り返ってみたいと思います。

専門職大学院は主に学部卒者を対象とする2年の教育課程で、その規模は2020年5月の調査(※1)では、118大学166専攻(※2)で、会計をはじめ、経営、公共政策、公衆衛生、臨床心理、助産、公報、情報、ファッション、知財など様々な専門分野で教育が行われています。2020年度の法科大学院および教職大学院を除いた入学者は約4500人、そのうち約7割は社会人学生であり、多くの方が学業と仕事を両立されています。また、2019年度修了者の進路は、その約半数が修了前から従事していた企業等に戻っており、社会人のリカレント教育に大きな役割を担っていることがわかります。

入学者の多数が社会人である背景の一つ

には、専門職大学院が、研究者の養成を目的とした一般の大学院と異なり、理論と実務を架橋する教育を行うことを基本としつつ、(1) 授業は少人数教育、双方向的・多方向的、事例研究、現地調査などの実践的な教育方法をとること、(2) 学位授与の条件に、研究指導や論文審査を必須としないこと、(3) 教員組織には、当該分野の実務を熟知した実務家を一定割合以上配置すること、などが制度上の特色として設けられています。また、実務に即した教育が展開されているだけでなく、多くの大学におかれては、平日の夜間や土曜日にも授業が行われていること、通学を前提としつつもオンラインを活用して質疑応答等の双方向性に配慮した遠隔授業を展開されていることなど、社会人が学びやすい環境を積極的に整えてこられたことも大きいと考えられます。

専門職大学院に関する近年の制度改正としては、中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループにおいて取りまとめた「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(2016年8月)を踏まえ、産業界等の意見の教育課程への反映等、社会(「出口」との連携強化を目的とする教育課程連携協議会の設置に関する事項や、専門職大学院と学部等との連携強化推進のため、専門職学位課程の一定数の専任教員

が学部の専任教員を兼務可能とする等の改正を行っています。

教育課程連携協議会は、各専門職大学院が掲げる養成する人材像と関連が深い業界や職能団体の関係者等を交えた有識者で構成されることから、専攻に係る職業を取り巻く状況を十分に踏まえた産業界等との連携による授業科目の開設、状況の変化に対応した教育課程の編成等、不断の見直しが行なわれることとなり、各専門職大学院が自らの強みや特色に応じて、一層の専門職業人教育への取組が図られることを期待しています。

また、前号で文部科学省から御紹介した大学院段階の履修証明プログラムの単位化は、大学院部会にて了承され、制度化の見込みとなりました。これにより大学院は単位認定につながる履修証明プログラムを編成することができ、大学院のリカレント教育の充実とともに、大学院進学者の増加が期待されます。

さらに、文部科学省では令和3（2021）年度予算にて、新たにリカレント教育の基盤整備や産学連携による実践的なプログラムの拡充等による、出口一体型リカレント教育を推進するため、「社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充」、「リカレント教育推進のための学習基盤の整備」、「リカレント教育を支える専門人材の育成」などを計上しています（※3）。

「リカレント教育を支える専門人材の育成」に関しては、2019年度より「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」（※4）を実施しています。この取組は、実務家教員を育成するための研修プログラムの

開発・実施や、研修プログラム修了者を実務家教員の候補者として大学等に推薦することを目指した仕組みの構築を通して、大学等と社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環の醸成を目指して進めています。専門職大学院における実務家教員が教育課程に果たす役割は大きく、重要であることから、本事業もぜひ御活用ください。

今後も専門職大学院が、社会からの高い評価を得て、将来に向けて発展を遂げるためには、産業界、学協会、職能団体、地方公共団体等、皆様の御支援が不可欠です。引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、会計大学院協会の皆様におかれては、会計専門職大学院、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会が連携して、高度で専門的な知識や能力を磨くための教育に大変な御尽力をいただいていることに改めて御礼申し上げるとともに、このような職能団体との連携が他の専門職大学院分野の先進的モデルとなるようお取り組みいただけますことを大いに期待しています。

-
- (※1) 専門職大学院室による専門職大学院実態調査
 - (※2) 法科・教職大学院を除くと59大学77専攻
 - (※3) 文部科学省令和3年度予算（案）のポイント
https://www.mext.go.jp/content/20201218-mxt_kaikesou01-000010167_1.pdf
 （令和3年度予算は、案のとおり成立しました。）
 - (※4) 持続的な産学共同人材育成システム構築事業
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/03/28/1414934_08_1.pdf

リカレント教育への期待

太陽有限責任監査法人代表社員 会長 **梶川 融**
Toru Kajikawa



1. はじめに

昨年来、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により世界経済は大きな影響を受けています。この影響は単に経済社会のみならず、人々の今後の生き方にも一つの変化をもたらす可能性があり、社会生活の有り様が問われてきています。しかし、新型コロナウイルス感染症はその感染により初めて社会に与えた影響もありますが、従来、緩やかに起こりつつあった経済社会の変革の流れを大きく加速させた面もあります。新型コロナウイルス感染症の収束後、元に戻ることも多いと思いますが、加速した社会経済の変革は不可逆性を持つものであり、ますますその速度を上げていくことは充分考えられます。従って、人々は常に新しい社会の変化への対応力を学び続けなければなりません。このことは一定の専門性を持つべき職業人にとっては、特に強く求められるものであり、まさに、リカレント教育の必要性が大きくなってきています。

2. 会計、監査実務と大学院教育

会計、監査の分野において、実務とその背景となる理論的研究は密接不可分のものであると強く感じます。会計プロフェッショナルにとって一定期間の実務経験の後に、実務の基盤となっている理論を改めて学び、整理することは、その後の適切なプロフェッショナルとしての判断能力を高める上で不可欠なものと思います。自らで判断する力は、表層的に規定を覚えるこ

とからは得ることが出来ず、その背景となる理論的概念を習得して初めて可能になるものと言えます。また、会計プロフェッショナルにとって最も重要な要件である職業的倫理観も、実務経験を経た上で改めて学ぶことが極めて大切なものと思います。特にこの点は、主に判断業務を行う立場になって意味を持つ教育過程とも言えます。即ち、判断の困難さに直面して初めて職業倫理の意味が理解できるものと言えるからです。プロフェッショナルとしての成長していく段階ごとに求められる教育過程、方法があり、その効果的な実践は社会的にも有益なものと考えます。

ここまでは、主に監査プロフェッショナルを念頭に述べてきましたが、作成者側の会計実務家にとっても同様なニーズがあると思います。国際会計基準、統合報告書等の開示においては、企業はいかに自らの主体的主張を発信していくかが重要になっていくものと思います。特にSDGsへの貢献、ESG開示等が求められつつある現状において、単に会計技術的な知識だけでなく、その基盤となる社会との関わり合いにおいての企業目的、経営方針等の説明力が求められてきます。多面的な知識を学び続けることが管理、会計部門の担当者にとって必須となるものであり、作成者側である実務家のリカレント教育は今後益々重要性を増してくるものと考えられます。

3. 実務界と会計大学院の人的交流

従来、会計の実務家、会計プロフェッショナルに求められてきた能力、知識は、今後よ

り広範囲、多様なものとなり、実務経験のただけで得ていくことは難しいものになると思います。一つの組織での職務経験で主に行ってきた高等職業教育の変革の時期がやってきたと考えます。

そもそも我が国においてリカレント教育が有効に機能するためには、社会における人材の流動性が高まることが必要と思われる。スキル、能力により働く場を求められる状況において初めて、時間やコストをかけて教育投資が行われることとなります。従来の安定した労働環境は大切なものではあります。前述したように社会、経済の仕組みの変革が急激に進展する中、適切に労働市場の流動性が高まることは重要なことです。

学習者の流動性が高まるためには、教育者サイドの流動性も高まることが大切だと思います。アカデミアの皆様と実務家組織がいかに交流するか、一定期間の人事交流の枠組みは極めて双方にとって有効だと思います。経験のないことの実務教育は難しいですし、経験だけの実務教育は今日の様な変革の時期に有効な羅針盤を与えることは出来ないと思います。その意味で企業、監査法人、会計事務所と会計大学院の人的交流はなくてはならないものと考えます。学習者の交流だけでなく教育者側の交流の仕組みを作るべきものと思います。この点は、教育をする側とされる側との関係においても言えることと考えます。

リカレント教育においては、求められる教育の専門性や多様性の程度について、教育過程において極めて多段階的な内容が考えられます。そのため、一定レベル以上の過程においては、教育を行う側と教育を受ける側がともに、その内容を創造していくことが重要になると思います。特にこれまで述べてきた様な大きな変革の時においては、今後の社会経済を見通すことは容易でなく、適確な回答は誰の中にも持ち難い

ものと思われます。そんな時代だからこそ変革に対応のための教育を行うもの、受けるものが、ともに考え、創り出すことが求められます。

4. 終わりに

今、社会経済の枠組みは大きな変換点を迎え、会計、監査の領域もその視界を拡げなければならない時代に来ています。持続可能な社会のために企業はいかなる役割を担うべきか、従来の財務数値を中心とした成果指標からより多面的な行動原理が求められてきています。まさに多様な価値観の調整機能が会計の分野にも求められてくると思います。

非財務情報の重要性が語られるのがその表れだと考えます。投下された資源のパフォーマンスを何に求めたかを、いかに表現するかは多くのステークホルダーの意思決定に大きく影響するものであり、社会を人々が望む方向に導くための重要な情報となります。会計、監査に従事する実務家も、より広範囲な関連知識と自ら考え判断する力が求められます。多くの制約条件のある困難さの増す未来を切り開くために、リカレント教育は必須のものであり、継続する学習無くして時代が要請するプロフェッショナルたり得ないと思います。

今、変革に向かい企業には従来の資本の利益追求と併せて社会の持続可能性への貢献活動とその情報発信が、そして会計プロフェッショナルに情報の信頼性の確保と枠組み構築への支援、アカデミアには評価理念の創造が求められています。まさに関係組織は総力を上げて未来を切り開く努力をするべき時だと考えます。

監査プロフェッションの リカレント教育について



仰星監査法人理事長 **南 成人**
Naruhito Minami

1. リカレント教育の必要性

公認会計士は、資格取得がゴールではありません。監査プロフェッションとして常に自己研鑽に努める必要があります。

予測が困難なVUCA（Volatility変動性、Uncertainty不確実性、Complexity複雑性、Ambiguity曖昧性）の時代、急速に変化している現代社会に適応していくため、私たちは生涯にわたって学び続けながら自発的にキャリアを形成していく必要があります。

私たちを取り巻く監査環境は大きく変化しています。後を絶たない会計不祥事を背景に、監査の規制改革が矢継ぎ早に行われ、日本公認会計士協会による自主規制や金融庁による公的規制が強化されています。

変化に適応できない公認会計士は、その使命を全うできず、監査プロフェッションとしての輝きを失ってしまいます。その輝きを失わないために、生涯にわたり、教育と就労を交互に繰り返すことで職業上必要な知識・スキルを高め続ける「リカレント教育」の在り方を模索する必要があります。監査法人にとって人が全てであり、その人材育成と監査現場力の強化は最も重要な経営課題となっています。

2. デジタル技術の進展に伴う 監査業務プロセスの変化への対応

今、私たちの想像を超える速度でデジタル

革命が進展し、IoTやロボティクス、AI、ビッグデータ等の先端技術を活用することによって、新たな価値を創出し、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる新たな時代を迎えようとしています。

監査業界への影響も大きく、非連続的な変化が予想される時代において、社会やクライアントへ貢献する監査法人とはどのような存在であるべきか、また、そのための人材をどのように育成するのかを問われています。

また、監査業界のなかに目を向けると、人手不足が声高に叫ばれ、これまでの延長線上にある監査手法では、監査品質の高度化や不正会計への対応に限界がきています。AIを活用した不正を検知するシステムや、データ・アナリシスによって大量データを分析するシステムの開発が急がれるところです。

私たちは、これら社会および監査業界の動向が大きく変化していくなかで、ITリテラシーの向上に向けて、従来の学び方を変え実践して行かなければなりません。

3. 監査プロフェッションへの変容が 求められている公認会計士

近年、有価証券報告書における非財務情報の開示の拡充が図られています。企業は、ESG（環境・社会・企業統治）に関わる非財務情報の開示を社会から求められています。ESGに関わる非財務情報の開示に消極的な企業に対して、機関投資家による投資の引き揚

げや、株主総会で反対票を投じるなどの動きが出ています。既に気候変動が事業活動にどのような影響を与えるか開示を始めている企業があり、IFACも当面は気候変動に注力していくそうです。また、役員報酬をESGに連動させ、二酸化炭素の排出削減や従業員の多様性などの達成度合いで役員報酬の支給額が変わる仕組みを導入する企業もあります。さらに、環境問題を重視するバイデン氏がアメリカ大統領に就任したことで、世界の資本市場でESG投資が加速しています。私たち公認会計士はG（企業統治）についてはそれなりの知識はありますが、E（環境）やS（社会）は未知の領域です。今後はESGに関わる非財務情報に係る知識の習得が必要になってきます。「ESGマネー」の流れを左右する情報開示のルール作りの機運が高まり、IFRS財団がESGに関わる非財務情報の開示基準を世界で統合し、グローバルに比較可能な形で整理しようとしています。

わが国では、昨年、監査基準が改訂され、「その他の記載内容」に関して監査人が実施すべき手続（監査の過程で得た知識との比較、その他の記載内容における重要な誤りの兆候に注意を払う）が明確になりました。「その他の記載内容」とは、有価証券報告書に記載される監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいいます。2022年3月決算からその実施と監査報告書への記載が求められています。改訂後は重要な相違がない場合でも監査報告書に当該区分を新たに設けて記載することになります。このように制度的にも非財務情報の重要性が高まっています。

今後ますます、財務報告と非財務報告を一体として統合的に捉える「サステナビリティ報告」に対するニーズが高まってくる

ものと考えられます。その統合報告に必要なとなる「企業を取り巻くステークホルダーの視点」や「企業の持続的な価値創造の視点」に立って、企業のことを誰よりも理解しているのは公認会計士です。そういう意味で、企業の非財務情報の開示に対する公認会計士による保証が求められる時代がやってくると思います。

私たち公認会計士は、会計監査の枠を超えて「会計監査プロフェッション」から、会計以外の領域も対象にした「監査プロフェッション」への変容を求められています。

4. リカレント教育における 会計大学院協会への期待

このように、監査業務プロセスに変化をもたらすデジタル技術の進展や、企業が開示する情報が多様化し、活躍が期待される業務領域が会計以外に拡大しようとしている状況において、公認会計士に対するリカレント教育の必要性はますます高まっています。

これからは、時代の求めに応じて会計リテラシーのみならず、ITリテラシーの向上、そしてESG情報など非財務情報に係る知識の習得が必要になり、それらの教育コンテンツや教育プログラム、教育機関の充実を図っていく必要があります。

これらの充実を監査法人だけで担うのは難しく、公認会計士協会や会計大学院協会が連携することにより実現していくのが現実的な解決策だと考えています。

今まさに、実務家と教育家が連携し、社会が求めるニーズに的確に対応した教育を実施する仕組みを構築することが求められています。

公認会計士育成における リカレント教育への期待

日本公認会計士協会常務理事(後進育成担当) **後藤 紳太郎**
Shintaro Goto



はじめに

現在、日本公認会計士協会では、公認会計士試験合格者に対する実務補習について、課題を検討し改革を進めており、これには、会計大学院協会の先生方より多大なご協力をいただいております。また、公認会計士のリカレント教育につながる試みもスタートしております。これからの会計士教育とリカレント教育について後進育成を担当しているものとして考えているところをお話させていただきます。

公認会計士育成の現状と課題

わたくしは、今から約40年前に当時の公認会計士試験2次試験に合格したのですが、当時必携であった「監査小六法」は単行本サイズでした。現在、公認会計士協会出版局が刊行している2021年版の「会計監査六法」は、3360頁と巨大な書籍となっています。そこからわかる通り、当時と比較して公認会計士が習得しないといけない専門知識は格段に拡大しており、また複雑化しています。このような専門知識の拡大は、急に起こったのではなく、年々の改正や新しい基準等の整備によるもので、私の世代は、40年かけて現在の知識を身に付けてきたと思います。しかし、これから公認会計士を目指す者は、大学や受験校で学習をスタートし、修了考査合格までの期間でこれを習得することになります。それ

は大変なことだと認識をしております。

監査を取り巻く環境も、相次ぐ不正事件などもあり非常に厳しさを増しています。監査法人もこういった環境変化に対応し、電子化された調書、マニュアルやガイドラインなどの各種監査ツールの充実・開発を行いどんどん監査実務は高度化が進んでいます。監査業務を行うスタッフからパートナーまでこれらツールを使いこなし、適切に監査業務を遂行することが求められています。

このように公認会計士に求められるものは量も質も過去と比較にならないくらい拡大していますが、公認会計士を目指す決めてから資格取得までの大きな枠組みは私の時と大きくは異なっていません。逆にどちらかといえば公認会計士試験合格者は若年化をしており、資格取得までの期間は短くなってきています。

リカレント教育への期待

現在の公認会計士は従来の公認会計士と比べて格段に多い専門的知識を求められ、適切に業務を遂行する能力や、さらに高い倫理観を求められていると思います。後進育成にかかわって感じていることは、公認会計士の資格を取得する時点で、公認会計士として求められる基本的能力のすべてを備えることは非常にたいへんであり、それを従来の枠の中で行おうとすると結果的に未消化となり、不完全になってしまうのではないかという危惧があります。しかし、資格取得までさらに多く

の準備期間を求めていくとなれば、経済的な理由からもチャレンジをする若者は少なくなってしまうと思われます。

これを解決するためには、公認会計士の資格付与をするために達成すべきレベルを明確にし、資格取得後も自らが選択をした専門領域についてのさらに高い知識の習得のため継続的な教育を受けていくことだと考えます。

プロフェッショナルとは、専門分野における秀でた専門的知識と、その専門的知識を使い業務を完遂させるスキル、そしてその専門的知識の習得から業務を適切に実施するベースとなる倫理観、使命感が求められていると考えます。これらは、相互に深い関係があり、プロフェッショナルとしてより複雑で高度な業務を行うためには、より深い専門的知識が必要であり、その専門的知識を使い適切に業務の目的を達するにはそれに見合った高いスキルが必要であり、そしてそのベースやそこに向かう原動力なる倫理観や使命感もより高いものが求められます。

この観点からリカレント教育に求めることは単に専門的知識だけでは、プロの教員からその領域における学問的な意義や歴史的な過程、その背景にある様々な研究や議論を教えていただくことであると考えています。職業的専門家として実務から学ぶことは当然ではあるものの、実務で生きた知識となるためには、揺るぎのない基礎に支えられた自らの確たる理解であり、体系的な知識や事例の理解であると考えます。

このように考えると公認会計士の育成にはリカレント教育は不可欠であり、それなくして、これからの公認会計士を育成することは不可能であるといっても過言ではないと考えます。

おわりに

日本における公認会計士制度は、監査を中心として導入がされ、現在においても監査業務は公認会計士業務の中核と言えますが、現在公認会計士が行っている業務は監査だけではなく多岐にわたっており、また、組織内会計士として活躍している会計士も多く、年々増加の傾向にあります。監査業務でもAIを使った監査や、継続的監査といった新しい形の監査の検討が進んでいます。また、財務数値だけではなく、非財務数値に対する保証業務といった分野での活躍も期待されています。

従来は、公認会計士は会計基準や監査基準といったルールの中で役割を果たしてきましたが、それだけでなく、その能力と社会的役割をしっかりと認識し、従来の業務を全く新しい方法でおこなう、また、これまでとは違う領域でその役割を果たしていくことが求められていると考えます。

これからの公認会計士は、変化を受け入れ、変化を楽しみ、そして変化を生み出す能力が求められると考えます。日々の業務から離れ、多彩な人材と交流し、新しい知識にふれることは、自分の中での変化をもたらす大きなエネルギーになると考えます。リカレント教育はそういった場になると考えます。

CPE制度の現状と課題

日本公認会計士協会常務理事(後進育成担当) **鶴田 光夫**
Mitsuo Tsuruta



はじめに

継続的専門研修(Continuing Professional Education、以下「CPE」という)制度の開始から約20年が経過し、最近のCPE義務達成率(CPE義務達成者数をCPE義務対象者数で除した割合)は98%を超えている。公認会計士である会員のCPE制度に対する理解も十分に浸透していると考えられる。

一方で、2020年9月には、CPEにおける不適切な受講が複数年度に渡って行われていたことが公表された。このような事態を受け、CPE制度の現状を改めて見直し、今後の在り方を検討する必要も生まれている。CPEの目的、CPE制度の歴史、これまでのCPE制度の見直し、CPEの単位取得方法を確認しながら、現状のCPE制度の課題と対応策を考えてみたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であることを予め申し添える。

CPEの目的

CPEの目的は、公認会計士法第1条及び第1条の2に規定される公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るために、必要な資質の向上を継続的に図ることにある。

CPE制度の歴史

CPE制度は、会員である公認会計士が行う自己研鑽を日本公認会計士協会(以下「協会」という)が支援するという形で、1998年4月から任意参加

でスタートし、2002年からは協会の自主規制として会員に対して義務化し、2004年4月からは公認会計士法第28条において法定義務化されている。その後、協会は2007年1月16日にCPEの理念を体系的に示す指針である「継続的専門研修制度大綱」(以下、「CPE大綱」という)を作成・公表している。

なお、日本のCPE制度は、国際会計士連盟(IFAC)の国際教育基準審議会(IAESB)から公表されている国際教育基準(IES)に準拠したものになっている。

CPE制度の見直し

CPE制度は、開始から現在に至るまで様々な見直しも行われている。

例えば、全ての会員に対して、職業倫理と監査の品質管理の重要性を徹底させるために、2006年度から「職業倫理に関する研修」を必須化した。また、業務の多様化など公認会計士業界を取り巻く環境変化に鑑み、会計・監査業務のみならず税務業務に係る知識やスキルも重要であるとの認識から、2014年度から「税務に関する研修」を必須化している。

さらに、法定監査業務に従事する会員に対して、2006年度から「監査の品質管理に関する研修」(2013年度からは「監査の品質及び不正リスク対応に関する研修」に研修科目名称変更)を必須化し、監査強化策の一環として、2016年度から「監査の品質及び不正リスク対応」に関する研修科目6単位のうち、2単位以上は不正事例研究に該当する研修を履修しなければならないとしている。

なお、毎事業年度、継続的専門研修ガイドライ

ンを作成して、CPE大綱に基づき、CPEの理念を明確にするとともに、公認会計士としてのCPEに関する行動指針と協会が実施する研修プログラムの見直しも行っている。

CPEの単位取得方法

会員は、研修会（集合研修）への参加（eラーニングの受講を含む）・自己学習・著書等執筆・研修会等の講師を行うことにより、CPEの単位を取得することができる。事業年度開始の日現在に会員である者は、当該事業年度を含む直前3事業年度で合計120単位以上の研修を履修するとともに、当該事業年度において20単位以上の研修を履修する事が義務付けられている。

なお、集合研修の履修単位の基準は、原則として、1時間を1単位としている。

現状のCPE制度の課題と対応策

「CPE制度の見直し」に記載の通り、必須単位研修科目の設定や、毎事業年度の継続的専門研修ガイドラインの見直し等、これまでも必要な制度の見直しを行ってきた。しかし、公認会計士の活躍の場は多岐にわたり、求められる資質・能力も多様化している。会員のニーズをより反映したコンテンツを提供する必要性が増していると思われる。研修を魅力ある内容にするためにも、会計大学院協会や会計教育研修機構など外部組織との連携を強化することや、テクノロジー分野など協会が独自コンテンツを作成することが難しい分野については、海外を含む外部のコンテンツを積極的に導入することを検討する必要があるのではないかと。これまでも研修に関するアンケートを行っているが、さらに会員の声を有効活用して、より魅力ある研修を検討・実施していくことが必要と思われる。

また、「CPEの単位取得方法」に記載の通り、

CPEの単位取得方法は研修会の参加以外にも方法はありますが、現状、会員が取得するCPE単位総数の約80%が、eラーニングを含む講義型の研修会への参加という受動的なものとなっている。研修効果をより高めるためにも、1時間1単位にとられない様々な角度からの単位認定の検討が必要と思われる。例えば、研修受講後の確認テストや小論文作成等、アウトプットアプローチの機会を増やしていくことや、デジタルテクノロジーを活用した効果的な研修（双方向型の研修など）を実施することで、より能動的な受講が可能になるのではないかと。

なお、現状、試験前教育、公認会計士試験、修了考査を含む実務補習及びCPEはそれぞれで運営されている。公認会計士として求められる資質・能力を踏まえて、一連の過程を通した一体的・包括的な運営を検討していくことで、各段階のプログラムをより効果的なものにすることが可能ではないかと。これにおいては、大学、会計専門職大学院や実務補習所を運営する会計教育研修機構は勿論のこと、資本市場関係者、行政当局等、広く関係者の協力も得ながら、検討していく必要があると思われる。

おわりに

公認会計士としてその使命及び職責を全うするためには、常に「自ら考え自ら学ぶ」姿勢を身につけ、職業専門家としての資質・能力の向上に努めていく必要がある。日本会計士協会においては、CPE制度を、個々の公認会計士がそれぞれの活躍分野に合わせて学び、自身の能力開発に役立てることができるCPD（Continuing Professional Development：継続的専門能力開発）の意味合いに近づけることができるよう、様々な検討を重ねていくことができればと思っている。

特集「リカレント教育に対する各界からの期待」 過去の執筆者 タイトル一覧

会計大学院協会ニュース 第27号

大月 光康 Mitsuyasu Ohtsuki 文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室長
「専門職大学院におけるリカレント教育について」

松井 隆幸 Takayuki Matsui 公認会計士・監査審査会常勤委員
「公認会計士のリカレント教育の必要性」

関根 愛子 Aiko Sekine 日本公認会計士協会会長
「会計専門職大学院における高度な会計実務家の要請への期待」

神津 信一 Shinichi Kohzu 日本税理士連合会会長
「日本税理士連合会における研修事業への取組み」

会計大学院協会ニュース 第28号

有信 睦弘 Mutsuhiro Arinobu 中央教育審議会大学分科会大学院部会部会長
「2040年を見据えた大学大学院のあり方」

新井 武広 Takehiro Arai 一般財団法人会計教育研修機構専務理事・事務局長
「会計人材の育成、会計リテラシー向上への取組み」

会計大学院協会ニュース 第29号

手塚 正彦 Masahiko Tezuka 日本公認会計士協会会長
「監査の現場力の強化に向けて」

武内 清信 Kiyonobu Takeuchi 日本公認会計士協会副会長(前 人材育成担当)
「日本公認会計士協会の会計教育施策と提言」

会計大学院協会ニュース 第30号

櫻井 久勝 Hisakatsu Sakurai 公認会計士・監査審査会会長
「会計監査の品質向上のための会計教育」

柳澤 義一 Giichi Yanagisawa 日本公認会計士協会副会長(後進育成担当/東京実務補習所所長)
「実務補習所の改革と会計大学院協会とのコラボレーションについて～実務補習所で真に教えるべきことは何か～」

迫田 雷蔵 Raizo Sakota 株式会社日立アカデミー取締役社長
「Society5.0時代のリカレント教育」

穴山 眞 Makoto Anayama 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 設備投資研究所長
「金融の現場から見たリカレント教育の必要性」

会計大学院協会ニュース 第31号

西 明夫 Akio Nishi 文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長
「大学院におけるリカレント教育を巡る現状と期待」

西山 香織 Kaori Nishiyama 金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長
「会計監査のプロフェッションへの期待」

高波 博之 Hiroyuki Takanami 有限責任あずさ監査法人理事長
「リカレント教育について」

片倉 正美 Masami Katakura EY新日本有限責任監査法人理事長
「職業会計人にとってのリカレント教育とは」

國井 泰成 Taisei Kunii 有限責任監査法人トーマツ包括代表
「変革の時代、監査法人におけるリカレント教育」

井野 貴章 Takaaki Ino PwCあらた有限責任監査法人代表執行役
「監査の変革期におけるリカレント教育への期待」

会計大学院協会ニュース 第32号

西川 由香 Yuka Nishikawa 文部科学省文部科学広報官(前 高等教育局専門教育課専門職大学院室長)
「専門職大学院におけるリカレント教育に対する期待」

梶川 融 Toru Kajikawa 太陽有限責任監査法人代表社員 会長
「リカレント教育への期待」

南 成人 Naruhito Minami 仰星監査法人理事長
「監査プロフェッションのリカレント教育について」

後藤 紳太郎 Shintaro Goto 日本公認会計士協会常務理事(後進育成担当)
「公認会計士育成におけるリカレント教育への期待」

鶴田 光夫 Mitsuo Tsuruta 日本公認会計士協会常務理事(後進育成担当)
「CPE制度の現状と課題」

会計教育研修機構と会計大学院協会の 連携協議会のこれまでの活動

会計大学院協会幹事 久持 英司
青山学院大学大学院准教授 Eiji Hisamochi

2019年9月に、一般財団法人会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会（以下、「連携協議会」）が正式に組織され、現在も活動を続けている。メンバー（以下の肩書はいずれも当時）は、柳澤義一・日本公認会計士協会副会長、後藤紳太郎・同常務理事、鶴田光夫・同常務理事、新井武広・会計教育研修機構専務理事／事務局長、河村龍一・日本公認会計士協会総務本部研修グループ長、矢島仁・同総務本部研修グループ、が日本公認会計士協会側から参加し、また会計大学院協会側からは小西範幸理事長、山地範明副理事長、梅原秀継副理事長、清水孝理事、松本祥尚理事および久持が参加した。既刊の『会計大学院協会ニュース』および会計大学院協会『第15事業年度(2019年度)事業報告』でも、メンバーによる寄稿等により連携協議会の活動や目的を紹介してきたが、役員の交代を2021年5月の総会で迎えることもあって、ここで連携協議会の活動成果をひとまずまとめておきたいと思う。

会計教育研修機構と会計大学院協会は、公認会計士の質向上という共通の目的遂行のために、これまでも協力態勢を整えてきた。たとえば、公認会計士試験に合格し実務補習所に入所した者は、会計教育研修機構の実務補習規程第12条等により、会計大学院において修得した1科目（2単位）について、実務補習所における1科目（3単位）を減免でき、実務補習所で取得すべき「実務に関する講義及び実地演習」270単位のうち申請により最大30単位までを減免することができることとなっていた。また、2016年には実務補習のうち、「課題研究」のeラーニング用ガイダンス講義について、会計大学院協会からの派遣という形で、末永英男理事（当時）がビデオ教材の撮影を行っている。

こうした実情もあり、会計教育研修機構の実務補習の仕組みに会計大学院協会がより深く協力していくための一端として、次の2点を行うことを協議した。

第1の方策は、会計大学院の教員がビデオ教材を作成し、これを実務補習所および会計大学院それぞれの受講生がeラーニングにより受講することで、双方にとっての単位となる単位相互認定の仕組みである。ここでは、会計大学院に所属する5名の教員がそれぞれ1時間の講義教材を3動画、計15動画を撮影し、これを実務補習所および会計大学院12校で共有し、それぞれにおいて単位を認定する。また会計大学院でこの教材を用いた科目の単位を修得した場合には、後に公認会計士試験に合格し実務補習所に入所した際、これまでの30単位減免に加え、申請により最大15単位分を減免することができる。会計大学院側では2020年度後期より明治大学と青山学院大学でこのビデオ教材を正規の授業科目に取り入れ、2021年度からはさらに8校が設置する予定である。また会計教育研修機構でも実務補習規程第12条の2を新設し、単位減免のための措置を整備した。

第2は、会計教育研修機構が実施する科目のシラバス見直し作業における、会計大学院の教員の関与である。会計教育研修機構の実務補習所は240科目近くを展開しているが、そのうち主としてeラーニングによって行われる57科目について、会計大学院の教員がeラーニング教材等の内容を実際に確認したうえで、シラバスを新たな雛型に基づき、改訂したのである。

今年5月で会計大学院協会の役員は交代するが、連携協議会は継続し、引き続き協議および連携事業の推進をしていく予定である。

会計大学院協会活動状況 (2020.12~2021.5)

理事・委員会議

2020年12月20日 第3回 理事・委員会議

(会場：青学会館アイビーホール [遠隔会議システムを用いた同時中継方式にて実施])

2021年 4月 4日 第4回 理事・委員会議 (遠隔会議システムにて実施)

インターンシップ

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、初のオンラインによる遠隔会議システムを用いたリモート開催となり、有限責任あずさ監査法人 (2021年2月17日)
有限責任監査法人トーマツ (2021年2月24日)
PwC あらた有限責任監査法人 (2021年2月10日)
の各監査法人へ会計大学院生を派遣した。EY 新日本有限責任監査法人のインターンシップは後日実施の予定。

渉外事項

- 日本公認会計士協会、金融庁／公認会計士・監査審査会および文部科学省と必要に応じて協議
- 「会計教育研修機構と会計大学院協会の連携協議会」として、2021年1月19日に第7回連携協議会を開催
- 日本公認会計士協会出版局発行の『会計監査律法2021年版』に関する会員校所属学生向けのアカデミック・ディスカウントを実施

2020年公認会計士試験合格状況調査結果

2020年度在学生	合格者数	論文式科目別合格者数
2年生以上	14	0
1年生	14	0
修了生	合格者数	論文式科目別合格者数
2019年度修了生	13	1
2018年度以前修了生	21	4

※会計大学院によっては、一部の項目について未集計のものがありません。

会員校

- ・ 青山学院大学 (大学院会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻)
- ・ 大原大学院大学 (会計研究科会計専攻)
- ・ 関西大学 (大学院会計研究科会計人養成専攻)
- ・ 関西学院大学 (専門職大学院経営戦略研究科会計専門職専攻)
- ・ 熊本学園大学 (大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻)
- ・ 千葉商科大学 (大学院会計ファイナンス研究科)
- ・ 東北大学 (大学院経済学研究科会計専門職専攻)
- ・ 兵庫県立大学 (大学院社会科学研究科会計専門職専攻)
- ・ 北海道大学 (大学院経済学院会計情報専攻)
- ・ 明治大学 (専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻)
- ・ LEC東京リーガルマインド大学院大学 (高度専門職研究科会計専門職専攻)
- ・ 早稲田大学 (大学院会計研究科会計専攻)

賛助会員

- ・ 日本公認会計士協会
- ・ 日本税理士会連合会

2021年5月現在

会計大学院協会ニュース No.32 [2021年5月15日発行]

【理事長校・編集・発行】 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科内 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

【会計大学院協会事務局】 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科内 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

【印刷所】 有限会社玉新社 〒173-0004 東京都板橋区板橋1-35-6